

質 問 回 答 書
(令和 6 (2024) 年度 ドローン宅配社会実装サポート事業)

千葉県総合政策局未来都市戦略部国家戦略特区推進課

電話：043-245-5347

メールアドレス：tokku.POF@city.chiba.lg.jp

質 問 事 項	回 答
1 実施要領3(1)①ウに「ドローン宅配構想実現に向けたこれまでの取組みを踏まえ、かつ、都市部におけるビジネス化を前提とした事業であること。」とあるが、人口集中地区(DID地区)でなくても問題はないか。	1 本実証では、DID地区での実施は必須ではありませんが、ドローン宅配構想実現に向けたこれまでの取組み※を踏まえ、DID地区への展開が前提となる事業を提案してください。 ※海上・河川・鉄道橋・大通り等上空の飛行、2機体交差飛行の航空管制、配送ロボットとの連携等
2 実施要領3(1)⑥エに「普及啓発のため、実証の様子を撮影した映像等の」とあるが、提供した映像等の著作権は、千葉市となるのか。	2 事業者が撮影した映像等の著作権は、事業者に帰属しますが、本市の施策PRのため提供いただくことを想定しています。
3 実施要領5(2)に「複数の提案を選定する場合の補助額は、補助上限額を限度に合計点数が最も高い者から優先的に配分し、予算上限に達し次第終了とする。この場合における補助額は、予算残額を上限額とする。」とあるが、複数の提案が採択された後に、辞退者が出た場合、他の事業者に再配分されるか。	3 補助金交付決定日(補助対象者の選定後に本市から送付する補助金交付決定通知書記載の日付)の前に辞退者が出た場合は、必要に応じて他の選定事業者に再配分する場合があります。
4 公署との調整は千葉市側の対応になるのか。それとも事業者側での対応となるのか。	4 本事業は補助事業であるため、基本的に事業者側での対応となりますが、調整が円滑に進むよう、必要に応じて本市が間に入り支援を行います。
5 選定委員の構成(職業等)を開示いただきたい。	5 選定委員会は本市職員で構成しています。

質 問 事 項	回 答
<p>6 宅配とは広辞苑では「一般家庭に、軽量な小口荷物を配達する輸送サービス」と定義されているところ、一般家庭向け配送が今回の必須事項となるのか。</p>	<p>6 一般家庭向けの配送は必須ではありません。本市のこれまでのドローン宅配構想実現への取組みが活かされ、かつ、都市部におけるビジネス化を前提とした事業であれば、取引形態※は問いません。 ※事業者対個人（B to C）、事業者対事業者（B to B）、個人対個人（C to C）等</p>
<p>7 補助対象経費に消費税は含まれるか。</p>	<p>7 消費税及び地方消費税は、直接人権費など課税対象とならないものを除き、補助対象となります。</p>